

# 生命保険料の勘定科目 早見表

# 1. 取引条件の確定（最初に必ず判定）

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	対象者区分が「個人事業主」か「法人」かを確定した - 基準・補足：個人事業主と法人で処理が分岐するため、最初に区分を固定する。
<input type="checkbox"/>	取引区分（支払／受取／解約）を確定した - 基準・補足：支払・受取・解約で勘定科目と仕訳の形が異なる。
<input type="checkbox"/>	（法人の場合）保険種類（終身／定期／養老／定期付養老等）を確定した - 基準・補足：保険種類により資産計上・費用処理の考え方が異なる。
<input type="checkbox"/>	（法人・終身／養老の場合）保険金受取人が「法人」か「遺族等」かを確定した - 基準・補足：受取人により「保険積立金」か「給与／役員報酬」等に分岐する。
<input type="checkbox"/>	（法人・定期保険の場合）最高解約返戻率を確認した - 基準・補足：保険期間3年以上で最高解約返戻率50%超などの要件に該当する場合により「全額費用」か「前払保険料（資産）＋費用」の配分が分岐する。

## 2. 支払時（保険料を払ったとき）の仕訳チェック

### 2-1. 個人事業主（本人・家族の生命保険料を事業用資金から支払）

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	事業主本人（または家族）を被保険者とする生命保険料の支払であることを確認した - 基準・補足：このケースは経費計上せず「事業主貸」で処理する。
<input type="checkbox"/>	借方を「事業主貸」とした - 基準・補足：私用支出として区分する。
<input type="checkbox"/>	貸方を実際の支払手段（普通預金／現金等）に一致させた

## 2. 支払時（保険料を払ったとき）の仕訳チェック

### 2-2. 法人：終身保険（支払）

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	被保険者が役員または従業員であることを確認した
<input type="checkbox"/>	保険金受取人が「法人」の場合、借方を「保険積立金（解約返戻金相当額）」にした - 基準・補足：将来会社が受け取る保険金に積立分を含むため資産計上する。
<input type="checkbox"/>	保険金受取人が「遺族等」の場合、借方を「給与（従業員）」または「役員報酬（役員）」にした - 基準・補足：会社に資産価値が残らないため人件費として処理する。
<input type="checkbox"/>	貸方を実際の支払手段（当座預金等）に一致させた

## 2. 支払時（保険料を払ったとき）の仕訳チェック

### 2-3. 法人：定期保険（支払）

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	最高解約返戻率が「50%以下／50%超70%以下／70%超85%以下／85%超」のどれかを確定した（保険期間が3年以上等の適用対象であることを確認）
<input type="checkbox"/>	最高解約返戻率が「50%以下」の場合、支払額の全額を費用として起票した - 基準・補足：借方は「定期保険料（費用）」等、全額費用の形になっている。
<input type="checkbox"/>	最高解約返戻率が「50%超70%以下」の場合、支払額の40%を「前払保険料」、60%を費用として起票した - 基準・補足：借方＝前払保険料（40%）＋定期保険料（60%）の形になっている。

## 2. 支払時（保険料を払ったとき）の仕訳チェック

### 2-3. 法人：定期保険（支払）

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	最高解約返戻率が「70%超85%以下」の場合、支払額の60%を「前払保険料」、40%を費用として起票した - 基準・補足：借方＝前払保険料（60%）＋定期保険料（40%）の形になっている。
<input type="checkbox"/>	最高解約返戻率が「85%超」の場合、資産計上額・期間の算定ルールが別枠で必要になることを認識し、算定根拠を添付した - 基準・補足：支払額×一定率の単純配分ではなく、別の算定枠により資産計上額が決まる。
<input type="checkbox"/>	貸方を実際の支払手段（当座預金等）に一致させた

## 2. 支払時（保険料を払ったとき）の仕訳チェック

### 2-4. 法人：養老保険（支払）

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	死亡保険金の受取人と満期保険金の受取人をそれぞれ確定した
<input type="checkbox"/>	死亡保険金も満期保険金も受取人が「法人」の場合、借方を「保険積立金」にした - 基準・補足：満期保険金が法人受取であるため、積立部分として資産計上する。
<input type="checkbox"/>	死亡保険金も満期保険金も受取人が「遺族等」の場合、借方を「給与（従業員）」または「役員報酬（役員）」にした

## 2. 支払時（保険料を払ったとき）の仕訳チェック

### 2-4. 法人：養老保険（支払）

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	死亡保険金の受取人が「遺族等」かつ満期保険金の受取人が「法人」の場合、支払額を二分し「保険積立金（50%）」と費用（福利厚生費または給与等）（50%）で起票した - 基準・補足：全社員対象なら福利厚生費、一部対象なら給与（役員は役員報酬）の選択になる。
<input type="checkbox"/>	貸方を実際の支払手段（当座預金等）に一致させた

## 3. 受取時（保険金入金）の仕訳チェック

### 3-1. 個人事業主（保険金受取）

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	個人事業主の保険金受取であり、帳簿上の仕訳を起票しない運用であることを確認した

### 3-2. 法人（保険金受取）

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	入金の借方を実際の入金口座（当座預金等）に一致させた
<input type="checkbox"/>	終身保険（法人受取）の保険金入金では、貸方に「保険積立金（残高）」を計上した - 基準・補足：資産計上していた残高を落とす。

### 3. 受取時（保険金入金）の仕訳チェック

#### 3-2. 法人（保険金受取）

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	定期保険（法人受取）の保険金入金では、貸方に「前払保険料（残高）」を計上した - 基準・補補足：資産計上していた残高を落とす。
<input type="checkbox"/>	養老保険（法人が受け取る保険金の入金）では、貸方に「保険積立金（残高）」を計上した
<input type="checkbox"/>	資産残高との差額を「雑収入」で計上した - 基準・補足：入金額 - （保険積立金または前払保険料の残高） = 雑収入になっている。

## 4. 解約時（解約返戻金入金）の仕訳チェック

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	解約返戻金の入金であることを確認した
<input type="checkbox"/>	(保険積立金がある場合) 貸方に「保険積立金 (残高)」を計上した - 基準・補足：解約により契約が消滅するため、資産計上していた額を除去する。
<input type="checkbox"/>	解約返戻金が保険積立金より多い場合、差額を「雑収入」にした - 基準・補足：入金額 - 保険積立金 = 雑収入。
<input type="checkbox"/>	解約返戻金が保険積立金より少ない場合、不足額を「雑損失」にした - 基準・補足：保険積立金 - 入金額 = 雑損失。
<input type="checkbox"/>	(保険積立金がない場合) 入金額の全額を「雑収入」にした - 基準・補足：資産計上がないため差額計算は不要。
<input type="checkbox"/>	借方の入金口座（当座預金等）が実際の入金と一致していることを確認した

## 5. 証憑・根拠資料の突合

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	仕訳に保険契約の根拠（保険種類／受取人／返戻率等が確認できる資料）を紐づけた
<input type="checkbox"/>	入出金の証憑（通帳・当座勘定照合表等）と金額・日付・口座が一致していることを確認した
<input type="checkbox"/>	（定期保険で前払保険料を計上した場合）資産計上割合の根拠（最高解約返戻率）を添付した

## チェック漏れ防止のための注意事項

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	個人事業主の本人・家族向け生命保険料は、経費計上せず「事業主貸」で区分すること。
<input type="checkbox"/>	法人の終身・養老は、受取人が法人か遺族等かで「保険積立金」か「給与／役員報酬」等に分岐すること。
<input type="checkbox"/>	法人の定期保険は、最高解約返戻率により「全額費用」か「前払保険料＋費用」の配分が分岐すること。
<input type="checkbox"/>	保険金・解約返戻金の受取は、資産計上残高（保険積立金／前払保険料）を落として、差額を雑収入（不足は雑損失）とする形になること。

# 生命保険料の勘定科目 早見表（支払・受取・解約まで）

## 迷ったらここを見る

- 個人事業主で、被保険者＝事業主本人（または家族） → 経費にしない → 事業主貸
  
- 法人は次の2軸で決まる
  1. 保険種類：終身 / 定期 / 養老
  2. 受取人：法人 / 遺族等（役員・従業員側）

# 保険料を払ったとき

## A. 個人事業主（事業用口座・現金から払った場合）

条件（この表の範囲）	借方	貸方	使いどころ
事業主本人（または家族）を被保険者とする生命保険料を、事業用資金から支払	事業主貸	普通預金 / 現金 等	事業と無関係の私用支出として分離する

### 仕訳例（3万円を普通預金から支払）

（借）事業主貸 30,000 / （貸）普通預金 30,000

# 保険料を払ったとき

## B. 法人：終身保険（支払時）

条件	借方	貸方	ポイント
被保険者＝役員/従業員、受取人＝法人	保険積立金	当座預金 等	将来の受取が会社側 → 資産計上
被保険者＝役員/従業員、受取人＝遺族等	従業員：給与 / 役員：役員報酬	当座預金 等	会社に資産価値が残らない → 人件費扱い

### 仕訳例（月50万円）

- 法人受取：（借）保険積立金 500,000 / （貸）当座預金 500,000
- 遺族受取：（借）給与（役員なら役員報酬） 500,000 / （貸）当座預金 500,000

# 保険料を払ったとき

## Ⅰ C. 法人：定期保険（支払時）

定期保険は「掛け捨て部分＝費用」＋「一定割合＝前払（資産）」の組み合わせになる（割合は**最高解約返戻率**で決まる）。

最高解約返戻率	借方（資産）	借方（費用）	貸方	形
50%以下	なし	定期保険料（全額）	預金等	全額費用
50%超70%以下	前払保険料＝支払額×40%	定期保険料＝ 支払額×60%	預金等	資産40%＋費用60%
70%超85%以下	前払保険料＝支払額×60%	定期保険料＝ 支払額×40%	預金等	資産60%＋費用40%
85%超	（この表の範囲外：計算ルールが別枠）	同左	同左	別途の計算枠が必要

### 仕訳例（毎月50万円、最高解約返戻率65%の資産計上期間中）

（借）前払保険料 200,000 / （借）定期保険料 300,000 / （貸）当座預金 500,000

受取人が遺族等で、従業員向け給付として扱う場合は「給与」や「福利厚生費」に置き換える運用があり得る（この表は“法人受取の例＝定期保険料”で統一）。

# 保険料を払ったとき

## D. 法人：養老保険（支払時）

条件	借方	貸方	ポイント
死亡保険金：法人 / 満期保険金：法人	保険積立金	当座預金 等	会社が受け取る → 資産計上
死亡保険金：遺族等 / 満期保険金：遺族等	従業員：給与 / 役員： 役員報酬	当座預金 等	会社に資産価値が残らない → 人件費扱い
死亡保険金：遺族等 / 満期保険金：法人 (全社員対象の例)	保険積立金 (50%) + 福利 厚生費 (50%)	当座預金 等	半分資産 + 半分費用

### 仕訳例（毎月50万円・半分資産 + 半分費用）

（借）保険積立金 250,000 / （借）福利厚生費 250,000 / （貸）当座預金 500,000

# 保険金が入金されたとき

## A. 個人事業主

条件（この表の範囲）	経理処理
生命保険金を受け取った	仕訳しない（帳簿に入れない）

# 保険金が入金されたとき

## B. 法人：保険金受取（終身・定期・養老）

原則：入金（預金）＋資産残高を落とす＋差額を収益（雑収入）

入金の性質	借方	貸方（資産を落とす）	貸方（差額）
終身保険の保険金（法人受取）	当座預金 等	保険積立金	雑収入
定期保険の保険金（法人受取）	当座預金 等	前払保険料	雑収入
養老保険の保険金（法人受取の部分）	当座預金 等	保険積立金	雑収入

**仕訳例（終身：入金1,000万円、保険積立金800万円）**

（借）当座預金 10,000,000 / （貸）保険積立金 8,000,000 / （貸）雑収入 2,000,000

**仕訳例（定期：入金1,000万円、前払保険料300万円）**

（借）当座預金 10,000,000 / （貸）前払保険料 3,000,000 / （貸）雑収入 7,000,000

## 解約返戻金が入金されたとき

### A. 「保険積立金がある」場合（終身・養老で出てくる形）

条件	借方	貸方	差額処理
解約返戻金 > 保険積立金	当座預金 等	保険積立金	差額 = 雑収入
解約返戻金 < 保険積立金	当座預金 等 + 雑損失	保険積立金	不足分 = 雑損失

#### 仕訳例（返戻金300万、保険積立金500万）

（借）当座預金 3,000,000 / （借）雑損失 2,000,000 / （貸）保険積立金 5,000,000

## 解約返戻金が入金されたとき

### B. 「保険積立金がない」場合

条件	借方	貸方
解約返戻金の入金（資産計上がない）	当座預金 等	雑収入

#### 仕訳例（返戻金300万、資産計上なし）

（借）当座預金 3,000,000 / （貸）雑収入 3,000,000

※2026年2月時点の情報をもとに作成しています